

第11号「東三河後見センター」会報

2010年3月31日発行

発行：NPO 法人東三河後見センター 電話(0533) 80-2707 FAX (0533) 80-2708

NPO 東三河後見センター

第4回通常総会開催のご案内

NPO 法人東三河後見センター

代表理事 長谷川卓也

陽春の候、会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のことと拝察申し上げます。

さて、NPO 法人東三河後見センターの第4回通常総会を下記の要領にて開催いたしましたくご案内申し上げます。

皆様におかれましては、ご多用中とは存じますが、万障お繰り合わせの上ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

日時：平成22年5月9日（日）午後1時～午後2時

場所：豊川商工会議所2階Bホール

審議事項

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 平成21年度事業報告（案） |
| 第2号議案 | 平成21年度決算報告（案） |
| 第3号議案 | 平成22年度事業計画（案） |
| 第4号議案 | 平成22年度收支予算（案） |
| 第5号議案 | 定款の変更（案） |
| 第6号議案 | 平成22年度役員報酬について（案） |
| 第7号議案 | 平成22年度役員の件（案） |

以上

総会終了後、別添チラシの講演会をおこないます。

なお、総会出欠につきましては、近日中、別途、お伺いさせていただきます。

東三河後見センター3年間の歩みの到達点は・・・

代表理事 長谷川卓也

思い切った実践により信頼をかちえた3年間

私の手元に今から約4年前の2006年5月31日発行の「後見制度を考える会」会報の第1号があります。そのトップ記事は、「5月25日『後見制度を考える会』総会を開催、来年2月NPO法人設立の方針を決定」とあります。そして、立ち上げまでに検討する法人組織の原案が提起されており、その中の①法人組織のコンセプトでは次のように書かれています。

—「市民が作り、支える高齢者と障害者の権利擁護のセーフティネット」をコンセプトとし、次のような内容をイメージする。

高齢者と障害者の権利擁護や地域福祉に関して、だれでも気軽に相談でき、市民の立場で共に解決の道を探り、行動する組織。—

私たちはこうした目標を実現するためにはまず、東三河後見センターの職員が権利擁護の一流の専門家にならなければならないと決意し、権利擁護に関する依頼があればどこにでも飛び出し、相談に乗り、しゃにむに行動し、実践を積み重ねてきました。また、研究者や実践者の話を聞くためには、夜でも日曜日でも惜しみなく時間を割きました。

その成果として、3年間で成年後見等の申立てに至った相談支援が52件、成年後見等の受任が40件に達しました。この実践により東三河後見センターは、地域の福祉・医療関係者からの高い評価を得ただけでなく、多くの人々から信頼され、頼りにされる機関に成長しました。

しかし、「市民が作り、支える高齢者と障害者の権利擁護のセーフティネット」と高らかにうたい上げた「市民が作り、支える」はどうだったでしょうか？ 平成21年度、市民活動委員会では毎月1回、第3水曜日午後7時～9時までウィズ豊川で成年後見講座を開催しました。ようやくここまでできるようになった、と大きく評価してよいと思います。ただ、「市民が作り、支える・・・」に至っていないこともまた明らかです。

「市民が作り、支える・・・」とは？

3年間の歩みの到達点として今、「市民が作り、支える権利擁護のセーフティネット」の内容を4年前に比べれば具体的にイメージすることができます。それはおおよそ次のような内容ではないでしょうか。

- ① 市民が「市民後見人」として参加して、この地域に権利擁護のセーフティネットを張りめぐらす。（しかし、市民後見人の養成とサポートは東三河後見センターだけでは荷が重すぎます）
- ② 市民は寄付という形でも東三河後見センターの活動を支える。（国税庁から認定NPO法人の認定を受けましたが、まだ寄附を増やすための本格的な活動はできていません）
- ③ 行政は業務委託という形で東三河後見センターの活動を市民生活の安全・安心のために活用する。（しかし、行政が東三河後見センターと業務委託契約を結ぶかどうかは今のところ全く未知数です）
- ④ 東三河後見センターは成年後見の専門家として、自ら申立ての相談支援や後見人等の活

動をするだけでなく、多くの市民と行政の活動を支援する。(しかし、東三河後見センターの現体制では不可能です)

私が、4年前のイメージから出発して、上記の内容まで具体的に構想することができるようになったことは、東三河後見センターの3年間の歩みの到達点であることは間違ひありません。しかし、カッコ内に問題点を書いたように、実現にはほど遠い状態にあることもまた事実です。東三河後見センターの実践が進めば進むほど、課題はより具体的に、より困難になるようです。

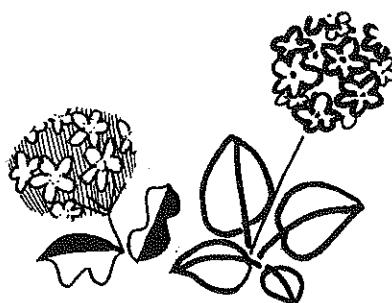
(成年後見制度の制度設計自体の問題も大きい)

平成22年度の課題は・・・

つい先日、静岡家庭裁判所浜松支部の調査官の予備審問を受ける機会がありました。そこで分かったことは、浜松支部では法人後見は初めてだということでした。私たちは3年間の実践により、「法人後見」の意義と重要性を確信しています。しかし、法人後見を受任する法人がない地域がたくさんあることを、浜松の調査官によって改めて知りました。ちなみに、平成20年1年間の全国の法人後見選任は487件で、東三河後見センターはそのうち15件、3%強を占めました。私たちは「法人後見」という“難しい”分野を、知らなかつたとはいえ、私たちなりに切り開き、道をつけてきました。

法人後見が増えない理由は、私の実感では、法人経営の困難さです。後見人報酬が少なすぎるので、それだけでは法人の経営がなりたたないからです。「市民が作り、支える権利擁護のセーフティネット」を実現することと、持続可能な法人経営を確立することは、多くの点で共通項があります。一つずつ問題解決を図り、一歩ずつ前に進めること。その初年度とすることが平成22年度ではないかと感じています。

これまでの3年間以上にむずかしい段階に入りますが、多くの皆さんのご支援・ご協力があれば必ず実現すると確信しています。今後ともよろしくお願ひいたします。



会員さん紹介

知的障害者入所施設の一保護者

岡 本 守

私の長男は今年35歳、11年前に設立された北設楽郡設楽町の知的障害者入所施設「第2ゆたか希望の家」で暮らしております。

2歳上の長女が他家へ嫁いだこと也有り、家内とは常に長女への負担を最小限にと話し合っておりましたが、親亡き後の事が常に頭を占めておりました。

施設長からは「親亡き後の財産管理は施設ではできません。元気なうちに対応を。後見という制度もあります。」と言われていました。

一昨年12月、東三河後見センターのご好意で、後見制度についての学習会が施設で開催され、代表の長谷川さんから直接お話を伺う機会を得、早速、後見をお願いすることを決意、昨年3月には手続きが完了いたしました。

その後、同じ思いの7家族も次々に申出を開始（今年3月現在、8家族）、煩雑な書類作成も代表・スタッフの方々のご指導で全員がクリア、昨年10月には打ち上げの席を設け、お互いの検討を讃え合うとともに、ボランティア精神で取り組んで頂いている後見センターの皆様方への感謝の念を新たにいたしました。

この1年で、肩の荷が随分軽くなりましたが、今後、予想外のケースも多々生じるかと思います。

そのつど、センターさんに相談すると共に、親同士も情報交換を密にし、情報を共有化、センターさんのご負担を少しでも軽くしていくことが、私ども親の責務と考えております。

平成22年度会費納入のお願い

新年度スタートに当たり、平成22年度会費の納入をお願いいたします。

総会や市民活動委員会出席の折などにも、よろしくお願ひいたします。

下記の口座振込もご利用ください。尚、振込手数料は、ご負担くださいますようご協力をお願いいたします。

・・・・振込み先・・・・

豊川信用金庫 本店

店番：001 口座番号（普通）：3376670

口座名義：「特定非営利活動法人東三河後見センター代表理事 長谷川卓也」

